

2026 年 8 月 6 日

各位

カンロ株式会社

当社朝日工場における排水の水質検査結果について

このたび、当社朝日工場(長野県東筑摩郡朝日村)において実施した排水の水質検査において、朝日村と当社が締結している環境保全に関する協定書に定められた基準値を一部上回っていたことが判明いたしました。

地域の皆さまならびに関係者の皆さまに、ご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

1. 発生の経緯

当社では、朝日工場の排水処理設備出口において日々排水を採取し、水質の確認を行っております。

しかしながら、日常の確認においては、法令に定められた排水基準を基準として管理を行っており、別途朝日村との環境保全協定書に定められた基準値に基づく確認が徹底されておりました。

2026 年 4 月 1 日に実施した定期検査の結果、協定書で定める基準値を一部上回っていることが判明いたしました。判明後は、朝日村と連携し、再検査による最終放流地点の水質確認や、排水処理設備の安定稼働が確認できるまで水質計量証明書を継続的に提出するなど、必要な対応を実施してまいりました。

2. 検査結果

協定書に定められた採取場所である排水処理設備出口で採取した排水から、以下の項目について、協定書に定められた基準値を上回る数値が確認されました。

- 生物化学的酸素要求量 (BOD)
検査結果：17 mg/L
協定基準値：15 mg/L 以下
法令基準値：30mg/L 以下
- 浮遊物質 (SS)
検査結果：42 mg/L
協定基準値：20 mg/L 以下
法令基準値：50mg/L 以下

※上記の数値は、朝日村との環境保全協定書で定められた採取場所である排水処理設備出口における測定結果です。

一方、工場から河川へ放流する最終放流地点における検査結果は、BOD および SS ともに、法令に定められた基準値および朝日村との環境保全協定書に定められた基準値を下回っておりました。

なお、本件については、排水処理設備における微生物の働きが一時的に低下したことが、朝日村との協定書に定められた基準値を上回った要因の一つと考えており、他に原因がある可能性も含めて現在調査中です。

3. 今後の対応

当社は、本件を厳粛に受け止め、以下の対応を進めてまいります。

- 協定書に定められた管理基準および報告手順について、関係従業員への教育を改めて実施し、周知・徹底します。
- 日常の水質確認において、法令の基準値に加え、協定書に定められた基準値との照合を確実にを行う管理体制に改めます。
- 発生原因を引き続き調査し、再発防止策を取りまとめたうえで、2026 年 8 月中をめどに朝日村へ報告します。

当社は、地域の皆さまの安全・安心を最優先に、環境管理体制の一層の強化と再発防止に努めてまいります。